

新火災保険、評価済保険を導入

損保ジャパン 11月から個人向けに発売

損保ジャパン
顧客のニーズに合わせて、補償内容を複雑化する場合に「評価済保険」を導入(業界初)
従来の火災保険では、

商品を開発した。同商品の主な特長は次のとおり。
顧客のニーズに合わせて、補償内容のわかりやすさや見える化、サービスの充実を徹底的に追求している。

△わかりやすさ
・保険の対象が建物である場合に「評価済保険」を導入(業界初)
従来の火災保険では、

火災保険は、補償内容が複雑であることから、顧客からわかりやすい商品を望む声が数多く寄せられていたが、同社ではこうした声に応えるため、顧客にわかりやすい商品、顧客の意向が正しく反映される商品、そして顧客の期待どおりの適

正な保険金を支払う商品を実現するため、個人顧客向けの新しい火災保険商品を開発した。同商品の主な特長は次のとおり。
顧客のニーズに合わせて、補償内容のわかりやすさや見える化、サービスの充実を徹底的に追求している。

比例払のわかりにくさ解消

構造級別も大幅に簡素化

保険金を支払うため、契約時からの物価の変動などにより、契約の保険金額が全額補償されないことがあつた。同商品では、このよつた問題を解決するため、建物について「評価済保険」を導入した。これにより、分損時には建

物の修復費用を、全損時には建物の保険金額をそのまま支払保険金とする。このことで、超過保険による比例払のわかりにくさを解消した。

△サービスの充実

・事故種類を問わず「損害保額=自己負担額=損害保険金」に統一

また、従来の火災保険では、事故の種類と損害の程度によっては、損害が補償されなかつたり、受取保険金が少なくなつたりすることがあった

損保ジャパンは、個人向けの新しい火災保険「ほくまジャパン」を開発し、11月(2010年1月以降保険責任開始契約)から発売する。同社は、お客様の声に応えるために、新商品では業界で初めての「評価済保険」や「保険のとりせつ一体型のオノンデマンド約款」を導入するなど、「わかれます」「見える化」「サービスの充実」の3点の実現を図っている。



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区難波本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2100円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2009

シンニチ保険Web

www.shinnihon-ins.co.jp

購読者専用サイトのパスワード
yourmind
(2009年12月31日まで)
※「1月」と「7月」に変更します。



「〇〇の秋」という
季節が暑い夏から変わ
り、澄んだ青空と適度な寒暖の差が
人活動をする意欲を掲げ立
てるのだろうか?

さて、「読書の秋」。これ
もよく聞く言葉である。秋の夜長に
はしばしばテレビを消して本などを読
みたくなる。タイミングよく知人某
新聞社の元ボン支局長)から本人の
新しい著書が届いた。著書は、彼がイ
ンド特派員として駐在していたとき
の手記だが、元記者だけあって面白

「読書の秋」とはいうけれど

「読書の秋」とはいうけれど
人の活動をする意欲を掲げ立
てるのだろうか?

季節が暑い夏から変わ
り、澄んだ青空と適度な寒暖の差が
人活動をする意欲を掲げ立
てるのだろうか?

「〇〇の秋」という
季節が暑い夏から変わ
り、澄んだ青空と適度な寒暖の差が
人活動をする意欲を掲げ立
てるのだろうか?

く読ませる文章は秀逸、それだけで
なくカースト制に対し、日本人がそ
の生の現場感覚で描写できた珍しい
本だ。カースト制度やインド社会を
知りたい人にはお勧めしたい本であ
る。

く読ませる文章は秀逸、それだけで
なくカースト制に対し、日本人がそ
の生の現場感覚で描写できた珍しい
本

損保労連は9月11日、東京・荒川区のホテルラングウッドで第45回全国大会を開いた。大会では石川耕治中央執行委員長の挨拶を経て、第1号から7号議案までの付議事項を審議し、すべて可決承認。第1号議案の2010年度活動方針では前年同様に「『創造性豊かな働き』の実現に向けた取り組み」をテーマに掲げ、各種活動策を提言した。

労働時間を短縮へ

損保労連第45回全国大会

損保産業の風土を変革



9月11日に開催

「損保グループ会社の連携強化と損保労連加盟促進」への取り組みについては、グループ会社労組の連携強化に関する先進事例の調査・研究を行うこととした。

「未加盟労組の加盟促進」に向けた取り組みについては、未加盟労組に対しても、損保労連活動の理解拡大に努め、加盟に向けた働きかけを進めるとした。

「積極的に参加できる組合活動」への取り組みについては、分会や部会などの地域・職場に根ざした組合活動に組合員が積極的に参画できるよう、単組事例の情報共有や他産別事例の調査・研究を行うなど、単組の取り組みを支援することとした。

(石川中央執行委員長)



あいおい・京都

あいおい損害保険、あいおい京都プロの会共催、京都市環境政策局地域温暖化対策室、エコアクション21地域事務局びわこ後援による、「エコアクション21(環境経営)認証取得セミナー」が、9月17日午後1時半から右京区の京都府中小企業会館で行われ、中小企業の経営者、管理監督者ら

の経営者、管理監督者らの意見を聞き取った。

54名が参加した。同社では同社専業代理店の組織である全国プロの会とともに地域企業に対し、活動が変わっており、国で行っており、同セミナーもその一環として開催された。

滋賀県代協(瀧山健次代表理事会長)は社会貢献活動の一環として地球環境保護活動を行っているが、今年度も9月6日午前11時から約1時間、自動車鍛工場のDRP会員(正会員・一般会員)・会員(従業員で、当初10

年)、労働時間の短縮に取り組んできた歴史があります。しかし、今回の取り組みは過去とは違う時間と比較して、大きな差があることがわかつています。この長時間労働時間が、業務の品質向上や各種施策の実効性に著しく悪影響を与えていたと考えています。当然のことながら人的魅力が大切

に取り組まないとお客様や取引先などから信頼が得られなくなってしまいます。そのためわれわれは地域の企業のみなさんとエコアクション21の推進に取り組んでいます。この実践、ダイバーシティの理解・浸透に向けて、社会、循環型の社会が社会的に要請されていま

るため、会員や社員一人ひとりの魅力を高め、ひいては魅力ある職場、企業を目指すためです。先日、日本代協の荻野明廣会長と意見交換を行いました。労働時間短縮の要諦にしたいと考えたからです。

この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。

この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。

この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。

この統一運動による解・賛同が必要だと考えたからです。

</div

話題の Windows

— 双方向でコミュニケーション —

ポイント数は、これら家電ごとに一定のカナゴリーやポイント数が定められ、取得したポイントは、そのポイント数に応じて、決められた商品・サービスと交換できるようになっている。

エコポイントの活用、法人等に提案

材のWindows

双方向でコミュニケーション —

① 地球温暖化対策、② 経済の活性化、③ 地デジ対応テレビの普及促進を図るために、政府が平成21年度補正予算事業として実施している「エコポイント制度」の申請受付が8月末で約153万件に上っていることが明らかになつたが、法人等（法人・個人事業主）のエコポイントの登録申請も8月7日から始まつておらず、その説明会が開かれるなど、積極的な推進が行われている。営業活動の一環として、代理店の皆さんも同制度の利用をお客様に提案してみてはどうだろうか。

グリーン家電の購入

地球温暖化対策を推進

エコポイント制度とは、地球温暖化対策、経済の活性化及び地上デジタル対応テレビの普及を図るため、グリーン家電の購入により様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントが取得できるもの。

提出者控え(コピー)を等を申請するという2段と、②個人事業主に申請を紹介する。

エコポイント事務局に郵
階の申請手続き(申請方

書面またはネットで申請

による
月31日までに注文し、納
品された対象製品が工コ
ボイント取得の対象とな
るが、22年4月30日まで
に工コボイント発行の申
請が千円必要である。モ

内薙が錢

相続税を含む国税は、
による納付が原則ですが、
相続税については財
課税という性格上、
につきては、内

これが物納に踏み切
なネットとなつて
ことは間違ひなさそ

近畿テレビの普及促進を実施している「エコポイント」に上っていることのエコポイントの登録がされるなど、積極代理店の皆さんも同様で、スマートカードの発行が可能となる。申請はインターネットと、書面の申請による場合との2種類。これらの法人（個人事業主含む）版の受付が8月7日から始まった。

法人等による登録申請は、まず①法人等の実態や購入内容につき申請し、②その確認後、購入（リースによる利用を含む）して製品の保証書

送ると、エコポイントが取得できる。申請はインターネットと、書面の申請による場合との2種類。なお、法人等でも事業主含む）版の受付が8月7日から始まった。

現在の個人用申請は、利用して申請ができる。また、個人事業主含む）版の受付が8月7日から始まつた。

ノト数は個人と同様で、買い替えの場合には、リサイクルを希望する場合は、リサイクルを希望するエコポイントも得られる。マーケット

【申請書の送付先】
〒119-50085
郵便事業株式会社 新東
京支店留 「グリーン家
電工コボイント申請」係
なお、個人事業主が複
数台購入する場合には、
申請方法AまたはBを選
択することもできる。
法人申請は、平成21年
5月5日から(平成22年3
月31日まで)、

方、処理状況では、件数が
880件、金額が82億円と過年度に比し依然としてマイナスが続いています。相続税納付は現金で行なうことが原則となっています。そういう意味でも生命保険の活用価値は高いことを認識しておきたいものです。

たところに平成19年度に
は一気に千件を割り込
み、383件まで減少し
ました。これは平成18年
度税制改正で、手続きの
明確化・許可までの期間
短縮化が図られて納税者
の利便性が向上された一
方、申請段階ですべての
書類を提出しなければな
らなくなつたことが原因
と考えられています。

つまづき、まずは書類を
つまづき、扶養親族については
人1人につき月額10万
円、扶養親族については

然5かじしても相続税を納付
ることができないことを
証明しなければなりません。
ん。もちろん納税者は日
常生活を送らねばならな
いため、預貯金等がゼロ
である必要はなく、一定
の生活費等は考慮される
ことになります。しかし
ながらその金額は、相続
したときに平成19年度に
は一気に千件を割り込
み、383件まで減少し
ました。これは平成18年
度税制改正で、手続きの
明確化・許可までの期間
短縮化が図られて納税者
の利便性が向上された一
方、申請段階ですべての
書類を提出しなければな
らなくなつたことが原因
と考えられています。

代理店経営情報報

シンニチ
代理店版

物納申請件数がプラスに転じる

国税庁 平成20年度の物納状況より

知ってトクする -555-

稅務情報



物語中詩の件数・金額の推移

物納申請の件数・金額の推移				
年度	件 数		金 額	
	申請	処理小計	申請	処理小計
平成 15	件 4,775	件 6,260	億円 2,321	億円 4,130
16	3,065	5,314	1,288	3,059
17	1,733	3,920	817	2,331
18	1,036	2,971	472	1,869
19	383	1,370	235	1,191
20	698	880	564	825

ドクターKANの 時代を生き抜く
提案スキーの基礎固め

上田 寛

<43> 適格年金の実態と今後の動向①

■ 適格年金の現状

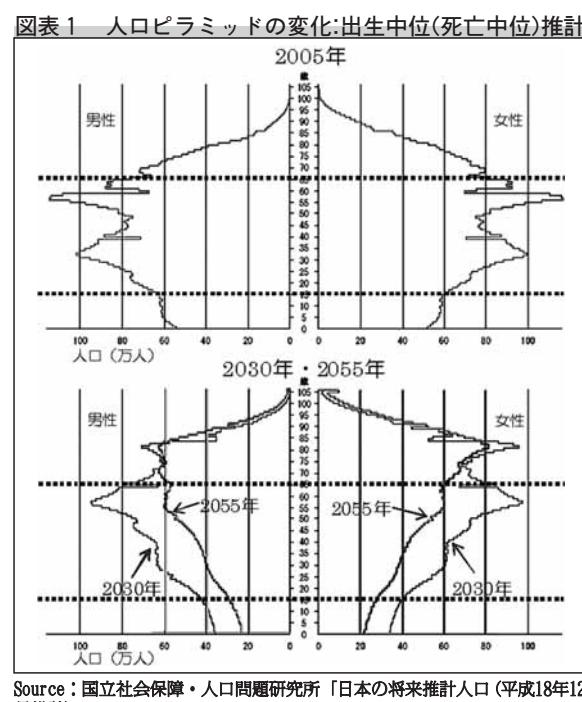
国の法律に基づいて実施される企業年金の制度の一つである「税制適格退職年金」（適格退職年金、適格年金、適年、てきねん）の廃止が、あと2年半に迫っています（H24年3月末で廃止）。本シリーズでも、2006年11月号で「企業年金動向へ適格年金移行と生保クロスセル」というテーマを取り上げました。約3年前の当時、企業は、あと5年半の間に、退職給付制度（退職一時金、退職年金）そのものをやめるのか、適格年金にかわる制度へ移行するのかという選択途上にあり、大手企業を中心に制度変更を伴う移行が見られる中、動向を見守る中小企業も多く見受けられました。

現在、適格年金の移行支援本部である厚生労働省・企業年金連合会によると、他の企業年金に移行するには、検討を開始してから行政の認可・承認まで、1年半から2年程度かかるといわれています。廃止まであと2年半という限定された期間の中で、今後半年から1年の間には、少なくとも検討を開始しなければならないことになります。適格年金加入企業にとって、一刻も早い決断を要する中、民間生保の販売チャンスは大きく広がっていると捉えるべきではないでしょうか。

その流れを受け、今回から複数回にわたり、適格年金の実態と今後の動向を展開いたします。適格年金の移行においては、他の企業年金へファンドを移行するだけでは問題解決にならず、退職金制度そのものをどうするかが最も重要です。そこで、企業年金のプロフェッショナルで、退職金コンサルタントである、社会保険労務士の、三橋由寛（みつはし よしひろ）先生に監修をいただきました。三橋先生には、いつもご指導をいただき、懇意にしていただいているのですが、大変人気のある方で、その秘密は、親しみやすいお人柄に加え、200社を超える退職金コンサルティングの実績にもあります（文末のプロフィールを参照ください）。今回は、企業の退職金を取り巻く環境や社会的環境を把握した上で、適格年金の実態を捉えてみます。

●企業の退職金を取り巻く環境と社会的環境

退職一時金、退職年金を取り巻く環境を整理すると、①適格年金廃止（H24.3末）、②改正高齢者雇用安定法、③団塊の世代の大量退職、④新会計基準、⑤総人件費に占める退職金比率の上昇推移等があります。また、社会的環境として、⑥高齢化、⑦少子化、⑧年金不安、⑨低金利、⑩インフレ不安、等があげられます。③⑥⑦⑧については、図表1の2005年と2030年・2055年の人口ピラミッドの変化にも示されており、生産年齢人口を確認するために15歳と65歳にラインを入れています。2005年を見ると、全体的には一瞬よくわからない気もしますが、いわゆる底辺が大きく頂点が小さい二等辺三角形のようなピラミッドではないことはわかります。約20年後の2030年を見ると、65歳以上の比

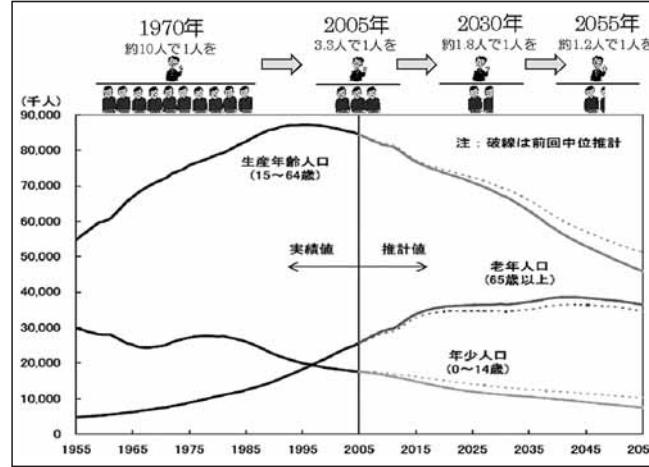


率がより高くなっていることがすぐにわかりますし、2055年では、生産年齢人口そのものが激減しているとともに、未来を担う15歳未満の人口も激減していることがわかります。これらを見ると、マクロでは、適格年金の動向を議論することなど吹っ飛んで、公的年金制度の抜本的見直しや、GDPをどのレベルにおいて、その前提となる生産性と労働人口の構造、外国人労働者の受け入れ体制等、革命に近い経済構造改革の必要性、それを推進する政治的重要性を感じます。

また、過去と将来推計の推移をまとめたものが図表2です。世代間扶養（賦課方式）をとる公的年金の構造危機を浮き彫りにしているのがわかります。2005年までが実績値、翌年以降は推計値となっていますが、1970年では生産年齢人口10人で、老人人口1人を支えていた構図が、2005年では3.3人で1人、2030年には1.8人で1人、2055年には1.2人で1人となる模様です。

公的年金の改正や②によって対策の一部が行われていますが、世界的な経済不況の中、今をどう乗り越えるかということで頭がいっぱいの昨今、今後20～30年を見据え、人口構造の変化のスピードを意識した改革が急務であることを示していると思います。

図表2 年齢3区分別人口の推移

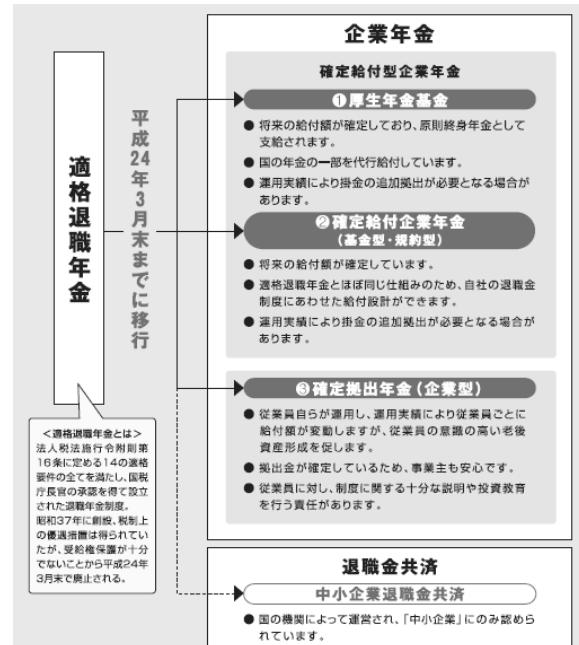


● 適格年金の推移と予測

人口推計からいきなり適格年金というのも唐突ですが、公的年金が不安な中、老後生活費において企業年金の果たす役割は大変重要です。従業員の安心は、企業にとっても優秀な人材を確保することにつながり、企業年金を含めた退職一時金・退職年金制度は重要な経営課題といえます。その中で、適格年金の移行という切迫した課題をもつ企業の実態を把握していきます。

適格年金のファンド移行（資産を、非課税のままで移行）ができるのは、企業年金である、厚生年金基金、確定給付企業年金（新D B）【基金型・規約型】、確定拠出年金（D C）【企業型】の3つと、国の機関によって運営され中小企業のみ認められている中小企業退職金共済制度（中退共）の、合わせて4つとなっています。（図表3）。

図表3 適格退職年金移行の選択肢



厚生年金基金は、大幅に減少しており、確定給付企業年金の伸び、特に資産残高の増加を見ると、大企業を中心に同じD B（確定給付型）への移行が進んでいます。確定拠出年金（D C）は、件数に比べ資産残高

筆者プロフィール



上田 寛（うえだ かん）

AGFで営業部門、マーケティング部門、ブルデンシャル生命でライフプランナーを経て、日本最大級、生損保約40社を取扱う大手代理店で営業企画部長、バイスプレジデント等を歴任。保険営業の専門家に対し、個人、法人、相続・事業承

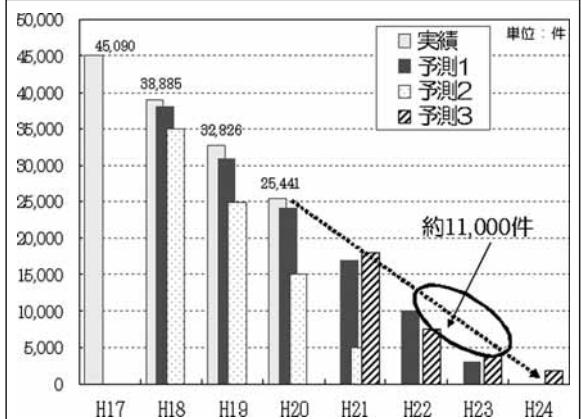
繼等の様々な商談にすばり活かせるノウハウを提供、ドクターKANと呼ばれる。現在は、FP・リスクマネジメントを核とした人生成功ナビゲーターとして活動。総合資産コンサルティングを専門とする㈱ラピュタファイナンシャルアドバイザーズ／研修講師も務める。■【執筆】「中小企業経営における生命保険の意義と課題」慶應義塾保険学会『保険研究』第60集。■【資格等】CFP®、DCアドバイザー、生命保険大学課程（TLC）、損害保険特級、宝地区®ムービー・ナビゲーター、慶應義塾大学経済学部卒業、慶應義塾保険学会会員。

の伸びが少なく、大企業からの移行も、DCよりDBに比重を置いたハイブリッド型の展開が多くなっています。中小企業の採用もありましたが、投資教育の継続的実施、制度設計・維持のイニシャル、ランニングを含めたコストレベルが許容範囲におさまるような制度等の改定、運営管理機関、実施企業の努力が必要といわれて久しく、今後の伸びは現状では期待できません。

平成20年12月から平成21年1月に行われた、厚生労働省「適格退職年金の移行に係る実態調査」によると、適格年金の廃止を知っている企業が96%あり、ほとんどの企業が廃止されるという事実を認識していることがわかっています。他制度への移行については、検討中が58%、移行決定が26%、解約決定が6%と、約90%が何らかの対応をしていることが記されています。

適格年金の移行は進んでいます（図表4）が、2006年11月の記事で予測したレベルには到達していません。平成20年度の実績は予測1に近いことから、ほぼ同ペースで行くことが予想されますが、先の調査結果によると、移行先決定予定期は、平成20年度中が7%、21年度中が42%、22年度中が10%、23年度中が5%で、平成21年度中に多くが移行先を決定する予定であることがわかっています。それらを勘案して、アプローチ可能なあと1年半程度の期間で、約11,000件は移行の可能性があると予測しました。

図表4 適格年金の件数推移と予測



Source: 厚生労働省HP、厚生労働省「適格退職年金の移行に係る実態調査」（平成20年12月～平成21年1月）を基に作成

次回は、適格年金のしくみと現状の問題点をあぶり出します。それは、移行先として生保の可能性を明らかにするためでもあるからです。廃止となる理由を確認し、それを生保が補完・代替するメリットを把握することで、残された短い期間に積極的なアプローチを行って、課題解決に関わりながら、生保商品の販売につなげるイメージを固めていただきたいと思います。

【監修者プロフィール】

三橋由寛（みつはし よしひろ）

社会保険労務士、退職金コンサルタント、ミツハシ社会保険労務士事務所所長。

賃金制度・人事制度構築（退職金・企業年金）のコンサルティングを中心に、中小企業における経営問題の解決にあたっている。日本有数の退職金問題解決のプロ集団である退職金制度の改革実行研究会に所属。研究会を通じ、200社を超える退職金のコンサルティング実績を誇り、企業の従業員数も30人～400人規模と幅広い。セミナー講師としても、生損保会社を含め多くの実績があり、大変わかりやすいと定評がある。

**富士火災
南大阪支店**

お客様に愛される代理店に

有限会社 イサム保険事務所

代表取締役
和男氏
嘉男氏



嘉男さん(左)と社長の和男さん

**代理店
登
場**

有限会社イサム保険事務所(代表取締役・勇和男氏)は、和男さんの父である栄蔵さんが富士火災の外務社員を始めたのを皮切りに、和男さんが直販社員から代理店への独立。さらに息子の嘉男さんと三代にわたり約50年にわたり保険の仕事を続いている。その営業スタンスは「お客様目線、お客様の立場でお客様を守る」である。ここでは、和男さんと嘉男さんに現在の状況や今後の取り組みなどについて聞いた。(富士火災南大阪支店)

お客様を継続的に守るため 直販社員から代理店へ

お客様を継続的に守るため

現在のイサム保険事務所は和男さんが直販社員から独立し平成13年11月に開設したもの。和男さんの父栄蔵さんが50年ぐらい前に富士火災の外務社員を始め、80歳を超えるぐらいまで勤めていたという。和男さんは、トレーラー、タンクローリー、科学消防車など特装自動車の設計に携わっていたが、

「父が年をとり体調を崩し、長年していった保険の仕事も、もう少し勤めたい」という。和男さんは、科学消防車など特装自動車の設計に携わっていたが、

（収保1億円以上）の会員にもなったりした。

和男さんが直販社員になつたのは昭和60年のことである。当初は契約の

「代理店になつたのは

時代の流れです。規制緩和による保険商品の多岐多様化で損保各社が独自

の商品を販売するように

なりました。それとお客様を継続的に守るために

は、法人化し、機械化、事務及び営業への人員の確保をしていかなければいけない。こうした考えのもと代理店を設立しました

和男さんの息子嘉男さんは代理店に参画したので、自分を鍛えました。

和男さんは代理店に入ってきた嘉男さんは厳しい態度で臨んだ。嘉男さんは将來を考えると、このほうがよかつたのかかもしれない。嘉男さんはそのじんを次のように振り返る。

「まず、契約を擧げる

和男さんは代理店に入ってきた嘉男さんは厳しい態度で臨んだ。嘉男さんは将來を考えると、このほうがよかつたのかかもしれない。嘉男さんはそのじんを次のように振り返る。



スタッフの皆さん

3代50年こわり保険の出来事

生保職員との協業などもあり少しずつ増えています。1年ごとにできました。お客様を継続的に守るためには、直販社員から代理店へとお客様を切り替えていました。和男さんは、直販社員で、米藏さんがこつこつと築いたところを嘉男さんが訪ねて、「いい人だった」と見ていたので、何とかがつていき、直販社員として社長表彰を受けたときには直販社員になりました」

はその約1年半後の15年4月から、もともとは食糧(米)会社に5年ぐらいたり勤務していましたが、和男さんの誘いもあり、14年と入件費は赤字だった思いました」

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

「代理店になつたのは、顧客数が2000件近くあり、大阪だけでなく、奈良や兵庫にも客層が広がっていましたが、直販社員として社長表彰を受けたときには直販社員になりました」

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

「代理店になつたのは、顧客数が2000件近くあり、大阪だけでなく、奈良や兵庫にも客層が広がりました」

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

和男さんは直販社員になったのはわずか3ヶ月で、引き継ぎをしていたが、それだけでは続けていくにはむずかしく自分の力でお客様を開拓していくのが、前述のとおり代理店として独立した。

